

**【1】自治体の基本的あり方について**

①憲法、地方自治法などをふまえて、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

[①回答:企画政策課]

市民ニーズから目標を明確にした第6次総合計画に基づき、多くの市民が重要であると考えられる課題を解決するための施策の推進に努めています。

②徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。

[②回答:納税課]

機構は県と市町村の徴税吏員の集合体であるが、滞納整理は移管元である当市の徴税吏員が行っています。

★③税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差し押禁止財産は差し押さえないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

[③回答:納税課]

当市においても、児童手当等差し押禁止財産については、差し押さえを行っていません。また、滞納の解決にあたり、納税者から滞納原因や現在の生活状況を聴取し、分割納付など納税しやすい方法を相談しています。

**【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。**

**1. 生活保護について**

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問いただすなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

[①回答:生活福祉課]

法に基づいて適正に事務処理を行っています。

②国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

[②回答:生活福祉課]

保護費の引き下げ後も生存権は守られているため、特別な措置を講ずる予定はありません。

★③国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

[③回答: 関係各課]

現行では、生活保護費と連動する施策はありません。

④弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

[④回答:生活福祉課]

予定はありません。

⑤生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

[⑤回答:生活福祉課]

自立相談支援事業は、平成27年度より直営で実施します。また、生活保護制度の適用が必

要な人には、生活保護の相談窓口に繋がります。

## 2. 安心できる介護保障について

### ★(1)介護保険料・利用料について

①第6期の介護保険料は一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。保険料段階は厚生労働省基準よりも多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

[①回答:高年福祉課]

介護給付費準備基金については、取り崩して第6期の介護保険料に充てる予定です。

第6期の所得段階については、これまでの標準段階を見直し、多段階化と低所得者に対して軽減強化するよう厚生労働省から基本的な考えが示されています。当市におきましても、国の見直しに沿ったものを策定していきたいと考えております。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

[②回答:高年福祉課]

所得段階が第1段階(生活保護受給者を除く)及び第3段階(軽減特例該当者を除く)の方で、前年の合計所得金額が33万円以下の第1号被保険者については、市独自で保険料の20%減免を実施し、低所得者への軽減措置をとっています。

利用料については、特定入所者介護サービス費の支給、社会福祉法人の生計困窮者利用者負担額の軽減措置、高額介護サービス費の支給制度があります。また、医療保険と介護保険における自己負担の合算額が負担限度額を超える場合に対象となる高額医療・高額介護合算制度があります。

### (2)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、施設・居住系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

[①回答:高年福祉課]

当市では、第5期の介護保険事業計画において、特別養護老人ホーム(大小6施設)、グループホーム(3施設)、小規模多機能型居宅介護施設(2施設)の新設を誘導する計画を立てました。特別養護老人ホームについては小1施設が開所、大2施設と小2施設が整備中、グループホームについては2施設が開所、1施設が整備中、小規模多機能型居宅介護施設については1施設が開所、1施設が整備中です。

②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

[②回答:高年福祉課]

国が示した地域包括ケアシステムの確立にあたり、地域包括ケア圏域については、「概ね30分以内に駆けつけられる圏域」を理想的な圏域として定義し、具体的には中学校区を目安としています。現在、当市では委託で7センター設置しており、そのうち6センターは職員数を国の基準の2倍である1センター6人(3職種×2人)で配置しています。

③介護・福祉労働者を十分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

[③回答:高年福祉課]

介護・福祉労働者の研修については、スキルアップを図るため、市主催の現任介護職員研修を無料で年6回、ケアマネジャー研修を年4回、あわせて年10回開催しています。

### ★(3)地域包括ケアを含む「新しい総合事業」について

①要支援者の訪問介護・通所介護については、専門的サービス(ヘルパーなど)を保障し、後退させないでください。既存の介護事業所に要支援者へのサービスを委託する場合には現行単価を引き下げないでください。

[①回答:高年福祉課]

厚生労働省は、「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」を示しました。この案で要支援者に対する訪問介護と通所介護が市に移行した場合のサービスについて、基準、単価の考え方や現行のサービスの他にNPOやボランティア等による多様なサービスを提示しており

ます。

今後も国から具体的なガイドラインが示される予定であり、それらを参考にしながら、サービスを利用する要支援者の方のニーズを調査し、満足度を高めるようなサービスを提供できるよう慎重に検討していきたいと考えております。

②「新しい総合事業」の実施にあたっては、市町村予算を十分に確保し、サービス提供の引き下げをしないでください。利用者負担はこれまでより引き上げないでください。

[②回答:高年福祉課]

厚生労働省は、「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」を示しました。この案で要支援者に対する訪問介護と通所介護が市に移行した場合のサービスについて、基準、単価の考え方や現行のサービスの他にNPOやボランティア等による多様なサービスを提示しております。

今後も国から具体的なガイドラインが示される予定であり、それらを参考にしながら、サービスを利用する要支援者の方のニーズを調査し、満足度を高めるようなサービスを提供できるよう慎重に検討していきたいと考えております。

③介護保険サービスの利用を申し出た人は、すべて要介護認定の対象にしてください。

[③回答:高年福祉課]

介護保険サービスの利用を申請された方については、認定調査員が訪問調査を行い、主治医の意見書を取り寄せ、介護認定審査会において要介護状態区分を認定しています。

#### (4)高齢者福祉施策の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

[ア回答:高年福祉課]

ひとり暮らしの方や病弱な高齢者世帯を対象に、病気や緊急時の迅速な対応を行うための緊急連絡通報システム事業や、高齢者の栄養補給や安否確認を行う配食サービス事業を実施しています。また、自分で家事等を行うことが困難な方に対して、軽易な生活支援サービスを行う軽度生活援助事業(ホームヘルパー派遣)を実施しています。

イ. 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

[イ回答:高年福祉課]

介護予防施策事業において、栄養改善事業・運動器の機能向上事業・口腔機能の向上事業・認知症予防事業等の各教室への参加者の送迎をマイクロバスやタクシーにより実施しています。

[イ回答:福祉課]

90歳以上の高齢者、身体障害者手帳3級以上、療育手帳B以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上等の方が、一宮市と契約するタクシー会社等のタクシーやリフト付福祉タクシーを利用した場合に基本料金を原則年間30回まで料金利用助成券により支給しています。

また、事前に登録いただいた障害者団体などが視察やスポーツ大会の参加などに利用できるよう福祉バス(定員35人、片道100km(高速道路利用時は120km)、日帰り)を無料で運行しています。

[イ回答:地域ふれあい課交通政策室]

一宮市公共交通計画に沿って市内バス路線の利便性向上に取り組んでいます。

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

[ウ回答:高年福祉課]

地域包括ケアの推進にあたっては、高齢者の集まりの場として、「一宮市ふれあいクラブ活動支援事業」で助成し、介護予防を図っています。(平成25年度は7クラブ)

エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

[エ回答:建築住宅課]

一宮市営住宅は、市内36箇所にて点在しています。高齢者世帯が安心して暮らせるよう既設住宅の一部住戸及び建替え住宅の全戸について、バリアフリー仕様となっております。さらに、松降・毛受・時之島の3住宅において、計9戸の車椅子対応住宅をご用意しております。

福祉減免、所得による減免等家賃に関する制度、階段の昇降等日常生活に支障をきたす場合の住宅変更制度がありますので、条件が合えばこれらの制度を利用していただくことができます。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

[②回答:高年福祉課]

配食サービスについては、平成17年度より昼食を毎日実施しています。料金は、平成25年度と同額です。(個人負担額 1食当たり250円)

また、栄養改善や閉じこもりを予防するために「高齢者のための簡単料理教室」や「元氣はればれ教室」を開催しています。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

[③回答:高年福祉課]

住宅改修費と福祉用具購入費については、受領委任払いを実施しています。

### ★(5)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

[①回答:市民税課・高年福祉課]

12月31日現在で要介護1から要介護5の要介護認定を受けている方は、高年福祉課から発行される「障害者控除対象者認定書」により翌年度の障害者控除の対象となります。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

[②回答:高年福祉課]

12月31日現在で要介護1から要介護5の要介護認定を受けている方は、「障害者控除対象者認定書」発行の対象としており、「障害者控除対象者認定書」を翌年1月に個別に送付しています。

### 3. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

[①回答:保険年金課]

福祉医療制度につきましては現在の制度を維持してまいります。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

[②回答:保険年金課]

平成21年4月から小学生の通院医療費助成を実施するにあたり、いろいろな面から検討しました。その結果、今後社会情勢が変わってもこの制度を持続できること、限られた財源でできるだけ多くの方に助成したい、こういった考えから受給者の方にも一定のご負担をいただく助成内容とした経緯があります。今後も受給者の方にもご協力いただきながら維持していきたいと考えています。

③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

[③回答:保険年金課]

平成22年10月から精神障害者保健福祉手帳1級及び2級所持者の医療費助成を実施しています。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

[④回答:保険年金課]

後期高齢者医療制度は、老人保健制度時代から一部負担金については、引き継いでいま

す。また、後期高齢者福祉医療費制度の対象者につきましては、拡大する予定はありません。

#### 4. 子育て支援などについて

①妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

[①回答:健康づくり課]

妊婦健診については、妊娠届出以降14回の公費負担を行っています。

産婦健診については、生活保護や市民税非課税世帯の方へ助成制度を設けています。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

[②回答:学校教育課]

就学援助制度の対象は、平成23年度までの認定要件に加えて、平成24年度から生活保護基準額による認定基準も設け、生活保護基準の1.2倍以下の世帯までを対象としています。制度の案内は、市広報、市ホームページのほか、全児童生徒にお知らせを配布しています。

③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもを自治体の責任でなくしてください。

[③回答:学校給食課]

学校給食法第11条第1項及び第2項の規定により、学校給食に要する経費(食材費)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とすることとなっているため現行どおりです。現在、当市では給食費未納により給食が食べられない子どもはいません。

★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。

[④回答:保育課]

保育実施義務を果たすよう努めています。

認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、それぞれ定められた基準により保育がなされます。

#### 5. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

[①回答:保険年金課]

国民健康保険制度は、高齢者や低所得者の加入率が高いなどの構造的な問題を抱えており、保険財政の格差を解消し、安定化を図るために広域化が必要であると考えています。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

[ア回答:保険年金課]

国民健康保険税は、国民健康保険事業を運営する上で重要な財源であり、法に従って適切に賦課すべきものと考えます。減免については、高齢者、障害者、低所得者、子ども等に対し、市独自の減免を加えて幅広く実施しています。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

[イ回答:保険年金課]

18歳未満の被保険者については、平成22年度から市独自の減免制度として、均等割の3割を減免しています。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とまらないようにしてください。

[ウ回答:保険年金課]

世帯の所得が一定以下のときは、加入者数によって平等割、均等割が減免となります。また、世帯の所得が200万円以下の場合、市独自の減免制度として加入者数にかかわらず平等割、均等割が減免となります。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

[エ回答:保険年金課]

平成22年度から国の制度である非自発的失業者に対する軽減制度が始まりました。この要件に該当しない方については、従来の減免制度により減免の判定を行います。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

[ア回答:保険年金課]

資格証明書や短期保険証の発行は、納税者(滞納者)と納税課職員との面談の機会を増やし、納税相談をしていただくためのもので、国保運営上必要な制度と考えています。ただし、70歳から74歳までの高齢受給者証対象者や福祉医療の給付対象者、高校生以下世代の子供のいる世帯などについては、資格証明書は発行していません。

また、高校生以下世代の子供がいる世帯の短期保険証については、留め置きのないよう配慮しています。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

[イ回答:保険年金課]

国民健康保険税の滞納者については、給付と負担の公平性の観点から、医療給付費の一部を本人の了解を得て税に充当しています。保険証の発行については、納税相談等により生活状況を把握した上で、法令等に基づいて行います。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

[ウ回答:保険年金課]

分納誓約を誠実に履行している世帯については、短期保険証の更新は、原則として6ヶ月後を有効期限とします。また、継続して履行している世帯は、一般の保険証を交付する方向で検討します。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

[エ回答:納税課]

納税相談による生活状況の聴き取りなどから、納税者の生活実態の把握に努めています。財産を所有しているにもかかわらず、納期内に納税されない場合は、法令等に基づいて差押えを行っています。

[エ:保険年金課]

公的医療保険が無いという状態にならないよう、国保の資格得喪の届出について、市広報やホームページなどでPRをしています。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

[④回答:保険年金課]

一部負担金の減免は、震災や風水害、火災などにより重大な被害に遭われた世帯や、失業などにより収入が著しく減少した世帯を対象に実施しています。一部負担金の減免は、ホーム

ページや広報等で周知しています。

## 6. 障害者・児施策の拡充について

①障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

### [①回答:福祉課]

この要件は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令で定められている事項であり、一宮市として変更することはできません。また、地域生活支援事業につきましても同様の取扱としています。

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

### [②回答:福祉課]

ヘルパー利用などの訪問系サービスについては、特に上限時間を定めていません。移動支援については、余暇利用を主な支援とし月40時間としています。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

### [③回答:福祉課]

移動支援につきましては、通学などの毎日利用するような恒常的な利用は対象としていません。

★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

### [④回答:福祉課]

この要件は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律で定められている事項であり、一宮市として変更することはできません。

ただし、介護保険で対応できないサービスについては、利用状況などに基づき利用させていただいています。

★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

### [⑤回答:高年福祉課]

住民税非課税世帯については、特定入所者介護サービス費の支給、社会福祉法人の生計困難者利用者負担額の軽減措置、高額介護サービス費の支給制度があります。

★⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

### [⑥回答:福祉課]

通院時の院内介助については、医療機関等に対応できない場合には、状況等を勘案し利用させていただいています。

入院中のヘルパー派遣については、医療機関で対応すべきものであるためヘルパー利用の対象としておりません。

★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

### [⑦回答:福祉課]

基本相談や計画相談を実施する相談支援事業は、障害福祉サービスの報酬で実施される事業であり、一宮市として補助対象とすることはできません。

ただし、障がい者やその家族の方からの様々な相談への対応する障害者相談支援事業や虐待ケースや困難ケースに対応する障害者基幹相談支援センター事業を実施し相談事業の充実を図っています。

## 7. 予防接種について

①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

[①回答:健康づくり課]

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種については、現在、厚生労働省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において効果や定期接種化などが検討されているので、その動向を見守りたいと思います。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

[②回答:健康づくり課]

高齢者用肺炎球菌ワクチンは、平成26年10月1日より定期予防接種化されますので、任意予防接種の助成は、平成26年9月30日をもって終了します。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

[③回答:健康づくり課]

現在、愛知県の補助制度を利用して妊娠を予定又は希望している女性で風しんに対する抗体が低い方を対象に、風しん予防接種費用の一部助成として、1回につき5,000円の助成をしています。

なお、生活保護世帯の方は、全額助成しています。

**【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。**

[回答:議事調査課]

**【3】**1. 2については、一宮市議会の陳情書の取り扱い方法で対応します。

### 1. 国に対する意見書・要望書

- ①消費税増税を中止してください。
- ②年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。
- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。
- ⑤入院給食費など新たな患者負担増はやめてください。
- ⑥精神障害者を精神科病院に困り込む「病棟転換型居住系施設」構想は撤回してください。
- ⑦介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ⑧受給者のいのちを削る平均6.5%の生活保護基準の引き下げは取りやめ、元に戻してください。

### 2. 愛知県に対する意見書・要望書

#### (1) 福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

#### (2) 県民の医療を守、医療提供体制の充実のために

- ①国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないこ



と。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにする事。

以上